

## I 改定の趣旨

令和4年改正児童福祉法の内容を反映

### 【主な改正内容】

- ① 子育て世帯等に対する一体的な相談支援を行う市町村こども家庭センターの設置
- ② 一時保護施設的环境改善に向けた設備及び運営に関する基準の制定
- ③ 虐待等により傷ついた親子関係の修復や再構築のための親子再統合支援事業の創設
- ④ 里親や委託児童等に対する支援を包括的に実施する里親支援センターを児童福祉施設に位置づけ
- ⑤ 困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う妊産婦等生活援助事業の創設
- ⑥ 児童自立生活援助事業の年齢上限の撤廃
- ⑦ 社会的養護経験者等に対する情報の提供や相談、助言、関係機関との連携調整を行う社会的養護自立支援拠点事業の創設
- ⑧ こどもの権利擁護に係る環境整備の義務づけ及び意見表明等支援事業(こどもアドボカシー)の創設
- ⑨ こども家庭福祉の実務者の専門性向上のための認定資格(こども家庭ソーシャルワーカー)の創設
- ⑩ 障害児入所給付等の支給又は障害児入所施設在所の年齢上限の引き上げ
- ⑪ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

①～⑩は令和6年4月1日から施行 ⑪は令和7年6月1日から施行

## II 計画の基本理念【継続】

すべての子どもが、家庭での養育が困難に直面しても、「家庭」と「地域」の力により、健やかにはぐくまれる社会を実現。

- ①在宅養育支援の充実とともに、里親等による家庭養育を推進する。
- ②一時的に家庭養育ができなくなっても、「地域」が子どもと家庭を支援し、子どもを家庭へ戻すことを目指す。
- ③社会的養護の環境は、子どもが地域に溶け込み、地域の人に大切にされ暮らしていける、あたたかな環境を目指す。

## III 基本的な施策の方向性【継続】

- ①子どもが安心して過ごせるよう、在宅で養育する家庭へのきめ細やかな支援
- ②養育が困難又は適当でない家庭(要支援・要保護家庭)に対する児童相談所、施設、里親等の3本の柱による適切な介入や支援
- ③社会的養護を必要とする個々の子どもにとって最善の養育環境を保障
- ④社会的養育の基盤として、家庭とともに子どもを育む「地域」をつくる

## IV 改定内容

令和4年改正児童福祉法を踏まえて、施策の柱に新たに「支援を必要とする妊産婦等の支援」、「障害児入所施設における支援」を加えるとともに、取組項目等を追加又は更新。

## V 計画の期間

(前期)令和2年度～令和6年度

(後期)令和7年度～令和11年度

※前期計画の最終年度である令和6年度に制度改正等を踏まえて計画を改定

## VI スケジュール

- ・11月6日 県子どもを虐待から守る審議会で協議
- ・12月 議会概要報告
- ・12月～1月 パブコメ実施
- ・2月 議会上程